

那覇市医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査に関する要綱

(目的)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)の実施方法等について定め、もって対象機関を科学的で、かつ、適正な医療を行う場になふさわしいものとするを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第1条の5の病院及び診療所
- (2) 法第2条の助産所のうち、入所施設を有するもの

(立入検査基準)

第3条 立入検査の実施頻度は、次のとおりとする。

対象機関	実施頻度
病 院	毎年度
診療所	必要に応じ適宜
助産所(入所施設を有するもの)	必要に応じ適宜

(実施体制)

第4条 保健所長は、市長が任命した医療監視員を対象機関に派遣し、次条に定める項目について検査させるものとする。

2 保健所長は、対象機関の規模に応じて医療監視班を編成するものとする。

(検査項目等)

第5条 検査項目は、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱(平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知)最終改正版に定める第1表及び第2表に関する項目とする。ただし、保健所長が必要があると認めるときは、別に定めることができる。

(事前通知)

第6条 保健所長は、立入検査の実施について、原則として当該立入検査を実施する日の10日前までに対象機関の管理者へ通知するものとする。

ただし、法上適性を欠く疑いがある場合、緊急を要する場合等は、この限りでない。

(立入検査後の措置・指導等)

第7条 医療監視員は、立入検査の終了後、対象機関の管理者に対し検査結果の概要を講評するものとする。

2 医療監視員は、立入検査をした対象機関において、不適合又は指導事項があるときは、その理由を示し、改善について指導を行うものとする。

3 保健所長は、前項の不適合又は指導事項があった対象機関の管理者に対してその内容を文書で通知するとともに、通知の日から3週間以内に改善状況(改善結果又は改善計画をいう。)の報告を求めるものとする。

(関係部署との連携等)

第8条 保健所長は、立入検査の実施に当たっては、関係部署との連携を図るものとする。

(結果報告等)

第9条 保健所長は、対象機関の立入検査の結果について、医療機関行政情報システムにより当該立入検査を実施した日の属する年度の翌年度に沖縄県へ報告するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。